

新潟市臨時職員の育児休業及び部分休業に関する要綱

平成26年8月1日制定

平成29年10月1日改正

(目的)

第1条 この要綱は、新潟市臨時職員に関する規則（以下「職員規則」という。）に規定する2号臨時職員（以下「職員」という。）の育児休業及び部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(育児休業の承認)

第2条 職員は任命権者の承認を受けて、当該職員の子を養育するため、当該子の養育の事情に応じ、1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）から1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第6号の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までの間で第4条で定める日まで、育児休業をすることができる。ただし、当該子について既に育児休業（当該子の出生の日から57日間に、職員（当該期間内に労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第2項の規定により勤務しなかった職員を除く。）が当該子についてした最初の育児休業を除く。）をしたことがあるときは、次に定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

（1）育児休業をしている職員が産前の休暇を始め、若しくは出産をしたことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第5条第2項第2号に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休暇若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

（2）育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障がいにより当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

（3）育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既に取得したものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画につい

て育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。) 。

(4) 配偶者(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(5) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する職員が第4条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び第4条において「地方等育児休業」という。)の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている職員であって、当該任期が更新されるものあっては、当該任期末日の翌日)を育児休業の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当すること。

① 当該子について、当該職員が当該子の1歳到達日(当該職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

② 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市長が別に定める場合に該当する場合

(6) 1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日を育児休業の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当すること。

① 当該子について、当該職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

② 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市長が別に定める場合に該当する場合

(7) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が年度末に更新されることに伴い、当該任期の末日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

2 育児休業の承認を受けようとする職員は、育児休業をしようとする期間の初日及び末日を明らかにして、任命権者に対し、その承認を請求するものとする。

3 任命権者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求にかかる期間について当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、これを承認しなければならない。

(育児休業の期間の延長)

第3条 育児休業をしている職員は、任命権者に対し、当該育児休業の期間の延長を請求することができる。

2 育児休業の期間の延長は、第2条第1項第4号の規定による場合を除き、1回に限るものとする。

3 前条第2項及び第3項の規定は、育児休業の期間の延長について準用する。

(第2条第1項にある育児休業の期間として定める日)

第4条 第2条第1項にある育児休業の期間として定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号、第3号及び第4号に掲げる場合以外の場合 職員の養育する子の1歳到達日

(2) 職員の配偶者が当該職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために地方等育児休業をしている場合において当該職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該職員が労働基準法第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

(3) 第2条第1項第5号に規定する場合 当該子の1歳6か月到達日

(4) 第2条第1項第6号に規定する場合 当該子が2歳に達する日

(育児休業の承認の失効等)

第5条 育児休業の承認は、当該育児休業をしている職員が産前の休暇を始め、若しくは出産した場合又は当該育児休業に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。

2 任命権者は、育児休業をしている職員が次に掲げる事由のいずれかに該当するとき、当該育児休業の承認を取り消すものとする。

(1) 当該育児休業に係る子を養育しなくなったとき

(2) 当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき

(育児休業の効果)

第6条 育児休業をしている職員は、育児休業を開始した時就いていた職又は育児休業の期間中に異動した職を保有するが、職務に従事しない。

2 育児休業をしている期間については、賃金等を支給しない。

(育児休業をすることができない職員)

第7条 次のいずれかに該当する職員以外の職員は、育児休業をすることができない。

(1) 次のいずれにも該当する職員

ア 引き続き在職した期間が1年以上である職員(任用期間満了後おおむね15日以内に再び任用された場合は、引き続き在職したものとみなす。)

イ その養育する子が1歳6か月到達日(第2条第1項第6号の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない職員

ウ 1週間の勤務日が3日以上である職員又は1年間の勤務日が121日以上である職員

(2) 第2条第1項第5号に掲げる場合に該当する職員(その養育する子の1歳到達日(当該子について当該職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている職員に限る。)

(3) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新されることに伴い、当該任期の末日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(部分休業)

第8条 任命権者は、職員が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員がその3歳に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超え

ない範囲内の時間に限る。)について勤務しないこと(以下「部分休業」という。)を承認することができる。

(部分休業の承認)

第9条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 職員規則に規定する特別休暇(職員が生後1年に達しない子を育てる場合に当該子の保育のために必要と認められるものに限る。以下「育児時間」という。)を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇の時間を減じた時間を越えない範囲内で行うものとする。

3 職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該職員について1日に定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を越えない範囲内で(当該職員が育児時間を承認されている場合にあつては、当該時間を越えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間を承認されている時間を減じた時間を越えない範囲内で)行うものとする。

(部分休業をすることのできない職員)

第10条 次のいずれにも該当する職員以外の職員は部分休業をすることができない。

(1) 引き続き在職した期間が1年以上である職員(任用期間満了後おおむね15日以内に再び任用された場合は、引き続き在職したものとみなす。)

(2) 1週間の勤務日が3日以上である職員又は1年間の勤務日が121日以上である職員であり、かつ、1日の勤務時間が6時間15分以上である職員

(部分休業をしている職員の賃金の取扱い)

第11条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、一般職常勤職員の部分休業の例により、勤務1時間当たりの賃金額を減額して支給するものとする。

(部分休業の承認の失効等)

第12条 第5条各項の規定は、部分休業について準用する。

2 任命権者は、部分休業をしている職員について当該部分休業と異なる内容の部分休業を承認しようとするとき、当該部分休業の承認を取り消すものとする。

(育児休業及び部分休業を理由とする不利益取扱いの禁止)

第13条 職員は、育児休業及び部分休業を理由として、不利益な取扱いを受けることはない。

(職員に関する労働基準法の適用)

第14条 職員に関する労働基準法第12条第3項第4号の規定の適用については、同法第12条第3項第4号中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する

法律（平成３年法律第７６号）第２条第１号」とあるのは「新潟市臨時職員の育児休業等に関する要綱第２条第１項」とする。

附 則

この要綱は、平成２６年８月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年１０月１日から施行する。